

## 議案第30号

### 損害賠償の額を定め和解することについて

損害賠償の額を下記のとおり定め、及び和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

平成30年2月26日提出

養父市長 広瀬 栄

### 記

- 1 相手方 (住所) [REDACTED]  
(氏名) [REDACTED]
- 2 事案の概要  
平成29年10月22日、養父市 [REDACTED] 番地、市営住宅 [REDACTED] 号室の軒樋が強風により飛ばされ、同団地 [REDACTED] 号室前に駐車していた自動車に当たり、自動車を損傷したものである。
- 3 損害賠償額 924,448円